熊本県公報

第11656号
平成20年2月15日（金）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

告　示
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……（障害者支援総室）　1
○兼用工作物管理協定の締結……（河　川　課）　1
○道路の区域変更……（道路保全課）　2
公　告
○建設業法28条3項に基づく監督処分……（監　理　課）　2
○松橋不知火都市計画道路の変更に係る案の縦覧……（都市計画課）　3
○　〃　……（　〃　）　3
○玉名都市計画道路の変更に係る案の縦覧……（　〃　）　4
○　〃　……（　〃　）　4
○平成20年度熊本県庁舎廃棄物運搬業務委託に係る一般競争入札……（管　財　課）　5
正　誤
○平成20年2月6日付け熊本県公報第11653号中……（医療政策総室）　7

告　示

熊本県告示第121号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成20年2月15日

熊本県知事　潮　谷　義　子

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
三気堂薬局　清水店 熊本市清水亀井町26番33号	有限会社　MET 熊本市龍田八丁目15番68号	平成20年2月1日
どんぐり薬局 熊本市四方寄町1411番8号	株式会社　山内陽明堂 熊本市四方寄町1411番8号	平成20年2月1日
ウイング薬局 宇城市松橋町きらら一丁目6番5号	有限会社　呉服薬局 熊本市呉服町1番30号	平成20年2月1日
はなぞの調剤薬局 八代市花園町5番地8	有限会社　わかくさ薬局 八代市袋町1番30号	平成20年2月1日
アダチ薬局　くすりや田原坂 鹿本郡植木町大和37番地15	有限会社　アダチ薬局 鹿本郡植木町大和26番地4	平成20年2月1日
ステップ薬局　広安店 上益城郡益城町惣領1429番地6	秋吉　睦 熊本市東野二丁目1番2号	平成20年2月1日

熊本県告示第122号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成20年2月15日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　河川の名称
　一級河川白川水系黒川

2　河川管理施設の名称又は種類
　黒川左岸堤防
3　河川管理施設の位置
　阿蘇市一の宮町三野字大田186番7地先から阿蘇市一の宮町三野字大田157番1地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
　道路管理者　阿蘇市　代表者　阿蘇市長　佐藤義興
　阿蘇市一の宮町宮地504番地1
5　管理の内容
（1）兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
（2）路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
（3）原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
6　管理の期間
　平成20年1月21日から道路の存続する日まで

熊本県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年2月15日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年2月15日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	219号	人吉市下原田町字荒毛字天下山1111番1地先から同町字荒毛字山王1506番1地先まで	前	10.6～18.6	848.0	交通安全施設等整備
			後	10.6～21.8	848.0	
主要地方道	菊池赤水線	菊池市旭志小原字下尾迫1107番2地先から同所1107番2地先まで	前	5.8～6.4	36.0	待避所設置
			前	9.8～10.6	36.0	

2　区域を変更する期日　平成20年2月15日

公　告

熊本県公告第102号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年2月15日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　処分をした年月日
　平成20年2月7日
2　被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
　株式会社新豊建設
　熊本市海路口町3864
　代表取締役　豊田　康子
　熊本県知事許可（特－18）第2967号
3　処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

（1）停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注2）「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。

（注3）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

（2）期間

平成20年2月21日から平成20年4月20日までの60日間

4　処分の原因となった事実

株式会社新豊建設の前代表取締役は、同社取締役であった当時の平成17年2月22日ころ、熊本市が発注した下水道工事の一般競争入札に関し、事前に最低制限価格の教示を受け、同社に不正に落札させた見返りとして、同市職員に現金百万円を供与した疑いで、平成19年9月8日、熊本県警察に贈賄容疑で逮捕され、同月28日、贈賄の罪で起訴され、さらに、同工事の最低制限価格の教示を受け同社に落札させたことが、競売入札妨害（偽計）にあたるとして、平成19年11月8日追起訴され、平成20年1月11日、熊本地方裁判所において、懲役1年6月執行猶予3年が言い渡され、同月26日その刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び同項第3号に該当すると認められる。

熊本県公告第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、宇城市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成20年2月15日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　都市計画の種類

松橋不知火都市計画道路　3・3・1号　曲野両仲間線
3・4・3号　松橋駅深川線
3・4・4号　松橋不知火線
3・4・5号　園田曲野線
3・5・8号　久具曲野線

2　都市計画の変更に係る土地の区域

宇城市松橋町曲野字西田、字丸山、字大坪、字鳴渕、字長谷川、字中村、字寺尾、字昇立、字御池、字金ヶ崎、字塘ノ内、字南田、字片林、字右近田、字橋川、松橋町久具字猫ノ迫、字市ノ口、字微雨、字財間、字野中、字上猫迫、字新開、字金ヶ崎、松橋町豊福字白毛熊、松橋町両仲間字白毛熊、字江口原、松橋町松橋字三町、字瓶屋、字中原、字大道、字上ノ原、字東原、字築切、字園田、字浜田、松橋町大野字前田、松橋町浦川内字丸田、字二反田、字中当、字藤島、不知火町御領字園田、不知火町高良字浜田、字東割、字豊岡の各一部

3　都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部都市計画課、熊本県宇城地域振興局土木部企画調査課、宇城市土木部都市整備課

4　縦覧期間

平成20年2月15日から平成20年2月29日まで

熊本県公告第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、宇城市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成20年2月15日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　都市計画の種類

松橋不知火都市計画道路　3・4・2号　松山豊福線

3・4・6号　港町上ノ原線
3・5・7号　鎗ノ柄線

2　都市計画の変更に係る土地の区域
宇城市不知火町柏原字野田、不知火町御領字東原、字西原、松橋町松橋字横原、字三町、字園田、字中原、字大道、字浜田、字上ノ原、字東原、字前田、松橋町大野字前田、字浜田、松橋町久具字新開、字井手下、字大水口、字今天神、字堂前、字財間、字野中、字江口原、松橋町きらら1丁目、松橋町きらら2丁目、松橋町きらら3丁目、松橋町豊崎字鎗ノ柄の各一部

3　都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県宇城地域振興局土木部企画調査課、宇城市土木部都市整備課

4　縦覧期間
平成20年2月15日から平成20年2月29日まで

熊本県公告第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、玉名市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成20年2月15日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　都市計画の種類
玉名都市計画道路　3・3・14号　長洲玉名線
3・3・15号　玉名バイパス線

2　都市計画の変更に係る土地の区域
玉名市滑石字四の十の割、字九の割、字塘開、字甲七の割、字甲六の割、字甲五の割、字甲四の割、字甲三の割、字甲二の割、字海路西、字海路東、字南請、字晒浦、大浜町字新寄須、字芝原、字葭場、寺田字大堂、字榎原、字吉丸前、字山口、字西原、字城ヶ辻、向津留字三玉、字牟田、字夘木、河崎字刎の下、字尾畑、字田中、字フケ、字柳町、両迫間字柳町、字油田、字築楽、玉名字東栗崎、字莚打、字晩次郎、富尾字高津原、字戸立、字冷水、字焼古閑、立願寺字大塚、字松尾原、字松尾、字蛇ヶ谷、字石丸、字小岱、字吉山原、山田字松尾原、字平、字中嶋、字地蔵前、字下馬場、字白石、築地字北田、字古閑、字兎町、字八反、字邦木野、字池ノ下、字山開、字西の山、字沓掛の各一部

3　都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県玉名地域振興局土木部企画調査課、玉名市役所建設部都市計画課

4　縦覧期間
平成20年2月15日から平成20年2月29日まで

熊本県公告第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、玉名市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成20年2月15日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　都市計画の種類
玉名都市計画道路　3・2・1号　築地河崎線（3・4・1号　築地中線）
3・4・3号　玉名駅立願寺線
3・4・4号　寺畑山田線
3・4・5号　前田御跡線（3・4・5号　前田東線）
3・5・8号　玉名駅平嶋線
3・4・10号　築地立願寺線
3・4・13号　高瀬大橋中線

2　都市計画の変更に係る土地の区域
玉名市中字春日出、字前、字内田、字寺畑、字平畑、字楢林、字堀内、字寺畑、字徳丸、字平畑、字楢林、字北川、字島、字池尻、字田島、字岸下、字東井手下、中尾字河原、字西原、字馬場、字天神木、字野地、立願寺字池田上、字池田、字御跡、字前畑、字花水、字前浦、字井川尻、字福丸、字西段、字曲松、字東段、字松尾原、字松尾、字鳥井原、字六地蔵、岩崎字本原、字野道、字池田、字堂ノ下、字六反田、字南岩原、字西岩原、字北岩原、岱明町野口字北尾崎、築地字南大門、字下河原、字今見堂、字除ヶ口、字修理田、字大坪、字久保田、字平町、字深田、字古閑、字上河原、亀甲字後田、字長畑、字上畑、字北園、字南岩原、字浦田、字前田、字東、山田字高岡原、字平嶋、

字高岡、字中嶋、字白石、字下馬場、字糖峯、秋丸字上中洲、字下中洲、高瀬字八日町、永徳寺字出口、字馬場、字東原、字堀田、字平、字上出口、松木、六田の各一部

3　都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部都市計画課、熊本県玉名地域振興局土木部企画調査課、玉名市役所建設部都市計画課

4　縦覧期間

平成20年2月15日から平成20年2月29日まで

熊本県公告第107号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年2月15日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　競争入札に付する事項

（1）委託業務の名称

平成20年度熊本県庁舎廃棄物運搬業務委託

（2）委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

（3）委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

（4）入札方法

ア　入札金額は、平成20年度熊本県庁舎廃棄物運搬業務委託に要する費用とする。

イ　落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

エ　入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2　入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

（1）物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目廃棄物処理の一般廃棄物の収集運搬、処分及び産業廃棄物の収集運搬、処分に登録された者で、かつ、一般廃棄物は、その格付けが「A」又は「B」と決定されたものであり、産業廃棄物については、その格付けが「A」、「B」又は「C」と決定されたものであること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

（2）熊本市内に本社、支店又は営業所を有する者であること。

（3）熊本市の一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず）の許可を受けている者であること。

（4）4の（1）の時点において、従業員（常勤職員）を5人以上雇用しており、かつ、一般廃棄物収集運搬業車両として熊本市の登録を受けた一般廃棄物収集運搬専用車両（パッカー車両）を2台以上保有している者であること。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

（6）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

（7）6の（4）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3　入札参加資格を得るための申請方法等

（1）申請の方法

2の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

（2）入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）

郵便番号862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号

電話番号096-333-2581

（3）入札参加資格審査申請書の受付期間

平成20年2月15日（金）から平成20年2月25日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資

格審査が入札手続きに間に合わないことがある。

4　競争入札参加資格確認申請書の提出等

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

（１）提出期間

平成20年2月15日（金）から平成20年2月29日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

（２）提出場所

５に記載のとおり

（３）提出方法

５に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

（４）入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

5　契約条項を示す場所

熊本県総務部管財課管理係（県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2090

6　入札手続等

（１）入札に関する事務を担当する部局の名称

５に記載のとおり

（２）入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア　交付期間

平成20年2月15日（金）から平成20年2月29日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ　交付場所

５に記載のとおり

（３）入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

平成20年3月7日（金）午前11時から

イ　場所

熊本県庁行政棟本館9階　903会議室

（４）入札書の提出方法

６の（３）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、５に記載の場所に平成20年3月6日（木）午後5時までに到着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

7　その他

（１）入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

（２）入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を６の（３）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア　入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ　入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

（３）無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ　委任状を提出しない代理人のした入札

ウ　所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ　記名押印を欠く入札

オ　金額を訂正した入札

カ　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ　明らかに連合によると認められる入札

ク　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ケ　2以上の意思表示をした入札

コ　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ　入札金額と契約単価が矛盾する入札

シ　その他入札に関する条件に違反した入札

（４）落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

（5）最低制限価格

設定しない。

（6）契約の締結

ア　契約書作成の要否

要

イ　契約の締結期限

落札決定の日から14日以内とする。

ウ　落札者からの契約締結の申出期限

落札決定の日から7日以内とする。

（7）契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア　契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ　契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

（8）その他詳細は、入札説明書による。

正　誤

平成20年2月6日付け熊本県公報第11653号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	50	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目2番1号	国立水俣市立総合医療センター 水俣市陣内一丁目1番1号

発行所　熊　本　県
熊本市本山4丁目8番25号

平成20年2月15日印刷
印刷所　㈱城野印刷所

平成20年2月15日発行
電話(代)096－286－3366番

再生紙を
使用しています